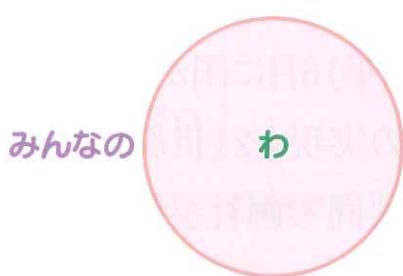
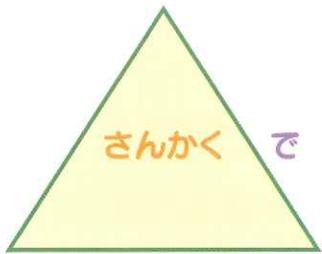


パートナー21

2010年版
第4号



をつなごう!



平成21年度男女共同参画に関する作品募集作品
山崎美代子さん作

- 男女共同参画啓発冊子(パートナー21)第4号の発行にあたって ①
- 那珂川町男女共同参画都市宣言 ②
- 那珂川町の子育て応援宣言登録企業紹介
- 社会福祉法人那珂川福祉会ねむのき ③~④
- 那珂川町男女共同参画講座の報告 ⑤~⑥
- ずっと住みたい那珂川ネット21 20年振り返って ⑦
- 座・しゃくなげ(しなやかな継続で意識は変わる) ⑧
- デートDVを知っていますか? ⑨
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ⑩

男女共同参画啓発冊子(パートナー21) 第4号の発行にあたって

平成11年(1999年)6月に国が「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを行っております。

本町では、平成15年(2003年)3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、平成17年(2005年)4月に、「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行、翌年の18年(2006年)11月23日には、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

また、すべての住民の皆さんのが、一人ひとりの個性と能力を發揮することによって主体的な生き方の選択ができ、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き活きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを住民の皆さんと一体となって取り組んでおります。最近では、男女共同参画を推進する団体が、行政と協働で講座を開催したり、また、住民の方がボランティアで男女共同参画にちなんだ寸劇や那珂川にわか等を創作し研修会を開催したり、地域に根ざした活動を行っております。

今後も男女共同参画推進のための情報や、行政の取り組みを町民の皆さんに提供していくと共に、男女共同参画社会の実現に向けて協働のまちづくりに取り組んで参ります。なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年(2010年)2月

那珂川町長
武末 茂喜

な か がわ まち だん じょ きょう どう さん かく と し せん げん
那珂川町男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち なかがわ

せいりゅう みどり めぐ し せん れき し ゆた
清流と緑に恵まれた自然、歴史豊かなまち なかがわ

このまちで わたしたちは男女がお互いの人権を尊重し 個性と能力を活かし

しゃかい か てい せき にん にな い こころゆた
社会や家庭において ともに責任を担い ともに生き 心豊かなまちをめざし

だんじょきょうどうさん かくと せんげん
ここに『男女共同参画都市』を宣言します。



ー 男女ともに個性が尊重され、すべての人が

じぶん い
「自分らしく」生きることができます。まちをめざします。



ー 男女が社会で活動するにあたっては、性別による

こ ていてき やくわり ふんぎょうい しき
固定的役割分業意識にとらわれないまちをめざします。



ー 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に

さんかく きかい びょうどう ほしょう
参画する機会が平等に保障されるまちをめざします。



ー 男女が家庭において、協力し合うとともに社会の支援により、

か てい ない かつどう たいとう おこな
家庭内の活動が対等に行われるまちをめざします。



ー 男女がお互いに理解を深め、意思決定の場面において

きもち そんちょう
それぞれの気持ちが尊重されるまちをめざします。



平成18年(2006年)11月23日 那珂川町

※平成18年(2006年)9月 議会で決議

那珂川町の子育て応援宣言登録企業紹介

福岡県では、企業・事業所の「子育て応援宣言登録制度」を実施しています。「子育て応援宣言登録制度」とは、男女従業員の子育てを支援するための具体的な取り組みを、企業・事業所のトップに宣言してもらい、県が登録する制度です。

那珂川町では、現在15社が登録されています。（社会福祉法人那珂川福祉会 介護老人保健施設 あじさい、（株）H.R.K、社会福祉法人那珂川福祉会 ねむのき、生涯介護付きマイホーム こでまり、（有）中野プラン、筑紫総合開発（株）、（有）寺崎組、（株）成世建設、（有）後藤技研、（有）畠中土木、（有）真鍋建設、（有）修和製作所、（有）木下土木、（有）三苦建設、（株）悠楽ゆうゆうシニア館）

（平成21年1月末現在）

今回は、那珂川町の登録企業「社会福祉法人那珂川福祉会 ねむのき」の取り組みを紹介します。

社会福祉法人那珂川福祉会 ねむのき



子育て応援宣言の取り組みについて

- 育児休業等制度についての文書を配布するなど育児休業等制度の周知を図っています。
- 短時間勤務を小学校就学前まで認めています。
- 授乳中のお母さんには、30分の育児休暇を1日2回取得できる制度があります。
- 授業参観、PTA活動等学校行事参加のための休暇を認めます。
- 心理カウンセラーによる子育て講座、悩み相談会を行います。

社会福祉法人那珂川福祉会ねむのきは、「私たちは私たち自身が受けたいサービス、親に受けてもらいたいサービスを皆様に提供致します。」という理念の下、特別養護老人ホームを運営し、自然に恵まれた立地を生かしながら、皆様が笑顔で、その方らしく暮らしていただけるよう介護サービスを行っています。また、介護に関わる幅広い知識を持ったケアマネージャーを配置し、お一人暮らしの方やご家族の介護をされている方への、ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプサービス等の在宅介護サービスにも力を入れています。ねむのきは来年10周年を迎えます。介護でお困りの事がありましたら、なんでもご相談下さい。



～託児所の様子～



施設内にある託児所で、
毎日元気に過ごしてま～す!!

子ども達は、隣接する田んぼで草花や
虫を取ったり、遊具で遊んだり川遊び
をすることが大好きです。

～施設内の様子～



保育所に利用者が遊びに来
たり、子ども達がデイサー
ビスや特別養護老人ホーム
に行ったり、日頃の交流が
盛んです。運動会は合同で
催します。

お昼休みを利用して親子一
緒の昼食は、にぎやかで
ほっとするひとときです。

理事長コメント

子育て中のスタッフが安心して働けるようにと開設した託児所ですが、今では、ねむのきを利用される高齢者の方達の笑顔を引き出す役割を果たしています。今後も、子ども達と高齢者の方達が共に楽しく暮らす「共生介護」を進めていきたいです。



理事長
秋田 裕子さん

2009年9月から
11月にかけて
5回開催しました。

那珂川町 男女共同参画講座の報告

テーマ：しなやかなる継続で意識は変わる

講 師：座・しゃくなげ（那珂川町男女共同参画地域づくり推進委員会）

第1回
9月5日



座・しゃくなげの皆さんには、自分たちで那珂川にわかや寸劇、短歌等を創作し、笑いを用いて「男女共同参画」を分かりやすく親しみやすい形で表現しています。短歌の中に、「女らしく男らしく しばられて 六十路過ぎての自分らしく生く」という一首がありました。この短歌のように自分らしく生き、活き活きと暮らしていきたいですね。

第2回
9月19日

テーマ：ワーク・ライフ・バランスと男性の育児参加
～仕事も育児も楽しむコツとは～

講 師：長阿彌 幹生さん（教育文化研究所代表）

長阿彌先生は、「世界一幸せな国」デンマークについてお話されました。デンマークは、「残業をすると雇用者にも就業者にも高い税金がかかり、残業することが双方の利益にならない。他の人の働く機会を奪わない」というのが基本的な考え方だそうです。日本も働き方を見直し、仕事と生活の調和について考える必要があると改めて感じました。



テーマ：子ども達を暴力の当事者にしないために
～家庭・地域・学校でできること～

講 師：原 健一さん（佐賀県DV総合対策センター所長）

第3回
10月3日



原先生は、佐賀県の学校で「DV未然防止教育」の授業を担当されておられます。「デートDV」は、今、若い人達の間で非常に問題になっています。暴力であることに気づかず、「NO」と言えなかったり、愛情と勘違いをして暴力を受け入れている傾向があるようです。DVによる暴力は、大人、子ども問わず起きており、社会問題であることを実感しました。家庭、地域、学校の連携がとても大切です。

**第4回
10月17日**

テーマ：自分も相手も大切にするコミュニケーションの秘訣
～自分の気持ちを上手に伝えるために～
講 師：重永 侑紀さん
(NPO法人にじいろCAP代表・人間関係トレーナー)

重永先生は、講座の中で「否定からは何も生まれない」と言われました。私達は相手から褒められると、多くの人が「いえいえ…」「それが…」と否定的な言葉を発しがちですが、重永先生は、「否定するのではなく『ありがとう』と受け入れることが大切です。」と言われました。コミュニケーションを上手く取るコツは、相手の思いや意見を否定しないことではないでしょうか。



テーマ：昨日・今日・明日 女と男 ～絆を考える～
講 師：えがりて久留米芸術劇団・柳 淑子さん
(久留米男女共同参画推進ネットワーク)

**第5回
11月7日**



「昨日・今日・明日 女と男～絆を考える～」の寸劇では、入院を勧められた女性が入院を拒否します。その理由は、夫の身支度、食事の準備、愛犬の世話…。身体を傷めてまで、家事に追われる女性。また、退院をしたいけれど、自分のことを自分でしないため家族から退院を拒まれ、家に帰ることができない男性の話がありました。えがりてさんは、今回の寸劇で、生活の自立にスポットを当てて、「自立」と「絆」との関係を探っています。どんな人と、どんな人間関係を結びたいのか、結んでいるのか…！それは「絆」です。

毎年、9月から11月にかけて男女共同参画講座を5回シリーズで行っています。
来年も魅力ある講座を開催しますので、ぜひ参加してください!!
たくさんの方々の参加お待ちしております。



男女共同参画を推進する団体を紹介します

ずっと住みたい那珂川ネット21

20年を
振り返って

昭和61年（1986年）の那珂川町女性のつどい実行委員会の発足がきっかけとなり、昭和63年（1988年）に那珂川町婦人団体連絡協議会として発足しました。平成4年（1992年）に那珂川町女性団体連絡協議会に名称を変更し、更に平成15年（2003年）、住民のネットワークにより男女共同参画社会の推進を図る想いを込め、「ずっと住みたい那珂川ネット21」と名称を変更して活動を続けている団体です。平成21年（2009年）には「20周年のつどい」を開催されました。

ずっと住みたい那珂川ネット21の会員は、男女共同参画社会の実現のために、社会情勢に合った学習会や活動を重ね、また、男女共同参画審議会委員のメンバーとしても、那珂川町男女共同参画プランや那珂川町男女共同参画推進条例の作成に関わってこられました。近年では、福岡県男女共同参画センター「あすばる」の出前講座を主催するなど、地域に密着した男女共同参画地域づくり事業にも積極的に取り組んでおられます。今後は、他団体と共に各行政区や区長会、企業等への男女共同参画を推進する出前講座に参画を予定されています。

20周年のつどい

平成21年（2009年）5月16日に20周年を記念して、ミリカローデン那珂川で「20周年のつどい」が行われました。



20周年のつどいでは、各団体による発表が行われました。



ずっと住みたい那珂川ネット21

婦人会・自治労那珂川町職労・商工会女性部・食生活改善推進会・母子寡婦福祉会・福教組筑紫支部女性部・新日本婦人の会那珂川支部・J女性會議那珂川支部・いきいき未来ネットワーク・那珂川町女性の問題を考える会・個人会員

ひとりひとり
女・男が意識をもって参画すれば、
ずっと住みたい那珂川町になるわね！



代表 池田 穂波さん

座・しゃくなげ

那珂川町男女共同参画
地域づくり推進委員会

しなやかなる継続で意識は変わる

座・しゃくなげは、平成19年度（2007年）、「あすばる男女共同参画地域づくり」事業を機に発足し、「しなやかなる継続で意識は変わる」をモットーに地域を愛し、男女共に支え合う豊かな地域社会を創り出す目的で活動しています。

那珂川町男女共同参画講座



ジェンダーを考える

男性と女性、性別で役割分担があるのでしょうか？



寸劇「どこにでもある家族」

息子の高校入学式の日、娘と息子の将来について家族で会話が繰り広げられます。女の子と男の子、将来の進む道は違うのでしょうか…。

那珂川にわか

楽しい音楽に合わせ、男女共同参画にちなんだ那珂川にわかを上演。

あすばるフォーラムに出演



11月28日(土)に福岡県男女共同参画センター「あすばる」で開催された「あすばるフォーラム2009」に出演し、那珂川にわか、寸劇を上演しました。

～出前講座 募集～

いつでも、どこでも公演します！

座・しゃくなげは、地域に根ざした活動を目指しています。公民館や企業、団体などで講座を企画される場合は、ぜひ「座・しゃくなげ」を呼んでください。

◆申込み・問い合わせ先◆

那珂川町役場 人権政策課

☎092-953-2211

デートDVを知っていますか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)は最近よく耳にしますが、大人だけの事ではありません。10代、20代の若いカップルの間でも起こり問題になっています。

「デートDV」と呼ばれるこれらの暴力は、将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性も高く、防止策が急がれます。

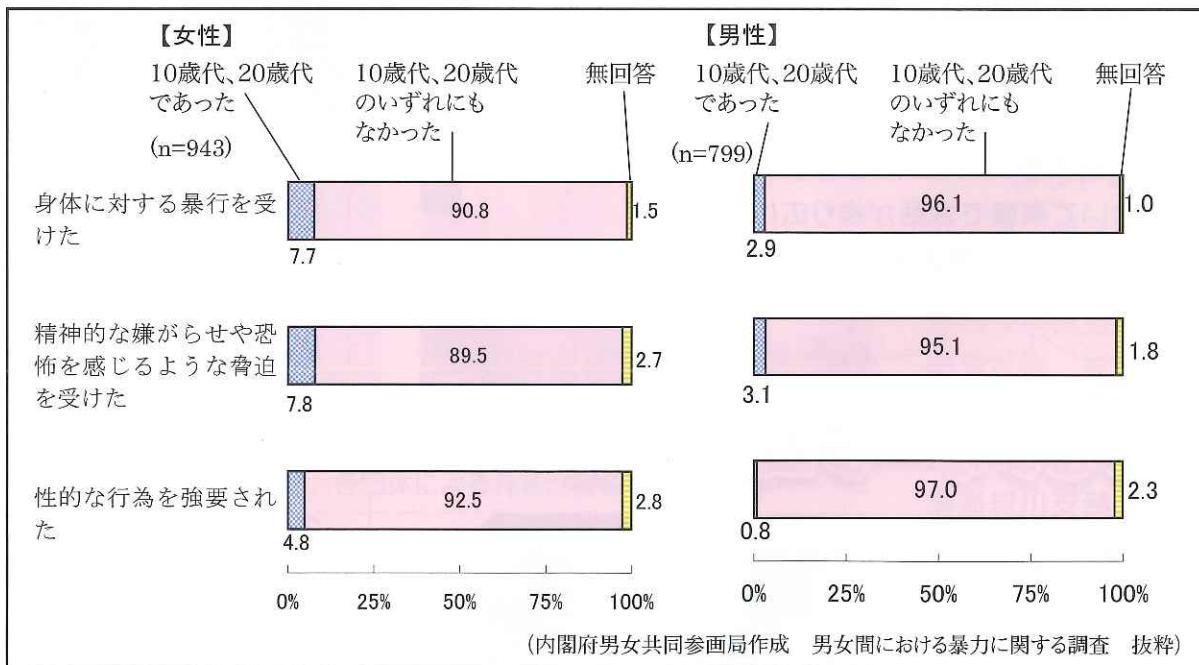
暴力の種類

- ◆ 身体的暴力…殴る、蹴る、モノを投げる、刃物でおどすなど怖い思いをさせる など
- ◆ 精神的な暴力…ひどい言葉で傷つける、おどす、監視する、友達との交際を制限する、頻繁に電話をかける、過剰な嫉妬、無断でメールチェック など
- ◆ 経済的な暴力…お金をたかる、借りたお金を返さない など
- ◆ 性的な暴力…合意のない性交渉、避妊しない など

※DVは「相手を力で支配する=思うようにする」ことです。

交際相手からの被害経験

内閣府が平成20年（2008年）10月～11月の期間中に、10歳代から20歳代の頃に、「交際相手がいた（いる）」という人（女性943人、男性799人）に、3つの行為をあげ、当時の交際相手から被害を受けたことがあるか調査を行いました。



親としてできることは？

まず、子どもの変化に気付いてあげることが大事ではないでしょうか。そして、DVに対する正しい知識を持ち、決して頭ごなしに子どもの行動を批判したりしないことが大切だと考えます。また、必要であれば子どもに変わって相談に行くべき時もあるかもしれません。

友人としてできることは？

デートDVは、親や先生などの大人には相談しにくい問題です。恋愛のことに関して一番相談しやすい相手は同世代である友だちのようです。友だちの悩みにしっかりと耳を傾け、決して頭ごなしに批判したり、責めたりせず、聞いてあげることが大切です。そして、相談先があることを教えてあげてください。

※相談窓口は裏表紙に掲載しています。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

なぜ、いま、「仕事と生活の調和」が必要なのか？

近年、日本の「働くこと」を取り巻く環境は、「働きたいのに働く場がない」「仕事が忙しすぎて生活に豊かさが実感できない」「仕事と育児、介護の責任が二者択一になっている」など、大変厳しいものとなっています。

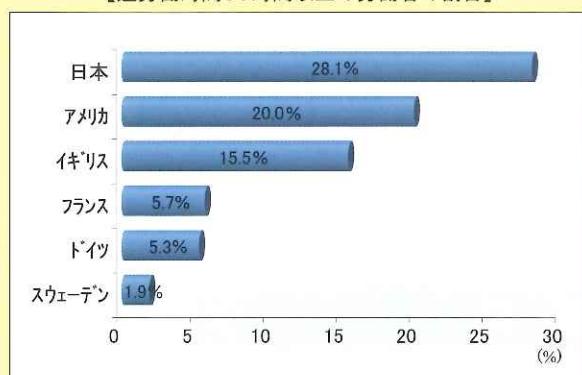
そして、これらの状況が、働く人々の将来への不安や、豊かさを実感できない大きな要因として、社会の活力の低下や少子化・人口減少を引き起こしています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進により、仕事と生活の調和が充実した暮らしを実現することは、社会環境を改善し、日本の将来を確かなものにします。

データでみる「仕事と生活の調和」の必要性

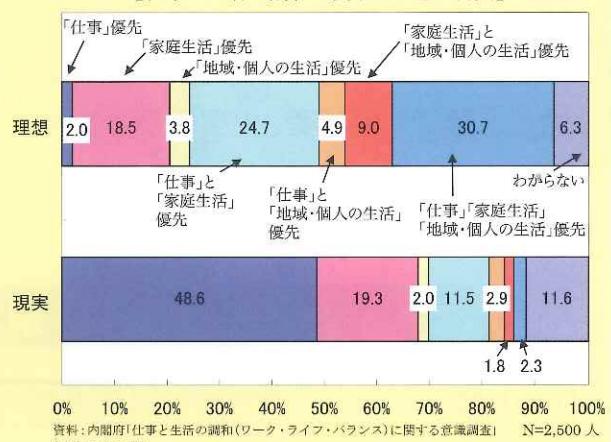
近年、様々なデータからも、経済的な自立や家族との団らん、育児や介護との両立が困難な状況が浮かび上がっています。

【週労働時間50時間以上の労働者の割合】



(出展) ILO "Working time and worker's preferences in industrialized countries. Finding the balance 2004"。数値は2000年。

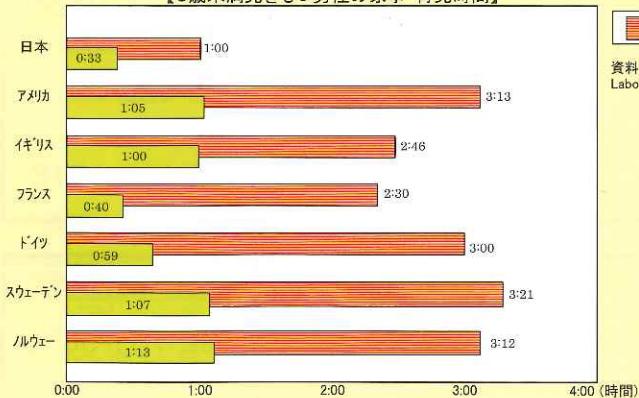
【仕事と生活の調和に関する理想と現実】



資料：内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査」(平成20年9月) N=2,500人

日本における長時間労働者比率の高さは際立っています。また、仕事以外に家事・プライベートを両立させたいという希望があるにもかかわらず、現実には仕事優先となっています。

【6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間】



資料：Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary"(2006), 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)

女性は配偶者・パートナーの家事・育児への協力を強く望んでいますが、日本の男性の家事・育児時間は他の先進諸国と比べて非常に短いのが現状です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

「国民一人ひとりがやりがいなどを持しながら、仕事上の責任を果たす」ものであり、決して働くことの意義を否定するものではありません。働く方が意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるよう、多様な選択が可能な社会を作ることつまり、「しっかり働き、豊かに暮らせる社会」を目指すことが、日本の将来を考える上で必要なことと言えます。

皆さまが地域を越えて情報を交換しネットワークをつくるために
利用できる施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

住 所 〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内
電 話 092-584-1261 FAX 092-584-1262
開館時間 9:00~21:00 (日曜・祝日 9:00~17:00)
休 館 第4月曜日を除く毎週月曜日(祝日にあたる日は、その翌日)、年末年始

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

住 所 〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1
電 話 092-526-3755 FAX 092-526-3766
開館時間 9:30~21:30(平日)9:30~17:00(日曜・祝日)
休 館 每月第2火曜日及び最終火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

相談窓口

「DV相談」	受付時間	電話
ちくし女性ホットライン	10:00~17:00 (月曜日~金曜日)	092-513-7335
配偶者暴力相談支援センター (筑紫保健福祉環境事務所)	8:30~17:15 (月曜日~金曜日)	092-584-0052
配偶者からの暴力相談	17:15~24:00(月曜日~金曜日) 9:00~24:00(土日祝日)	092-716-0424
ミズ・リリーフ・ライン(福岡県警)	9:00~17:45 (月曜日~金曜日)	092-632-7830
男性のための相談ホットライン	19:00~21:00 (第1・第3月曜日)	092-526-1718

	所在地	受付時間	電話
「労働」 福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	平日 8:30~17:15	092-761-5605
「総合相談」 福岡県男女共同参画センター あすばる相談室	春日市原町3-1-7 クローバープラザあすばる内	(火曜日~日曜日) 9:30~16:00 (金曜日のみ) 18:00~20:30も可	092-584-1266
「人権相談」 福岡法務局筑紫支局	筑紫野市二日市中央 5-14-7	平日 8:30~17:15	092-922-2881

問い合わせ先 那珂川町人権政策課 092-953-2211